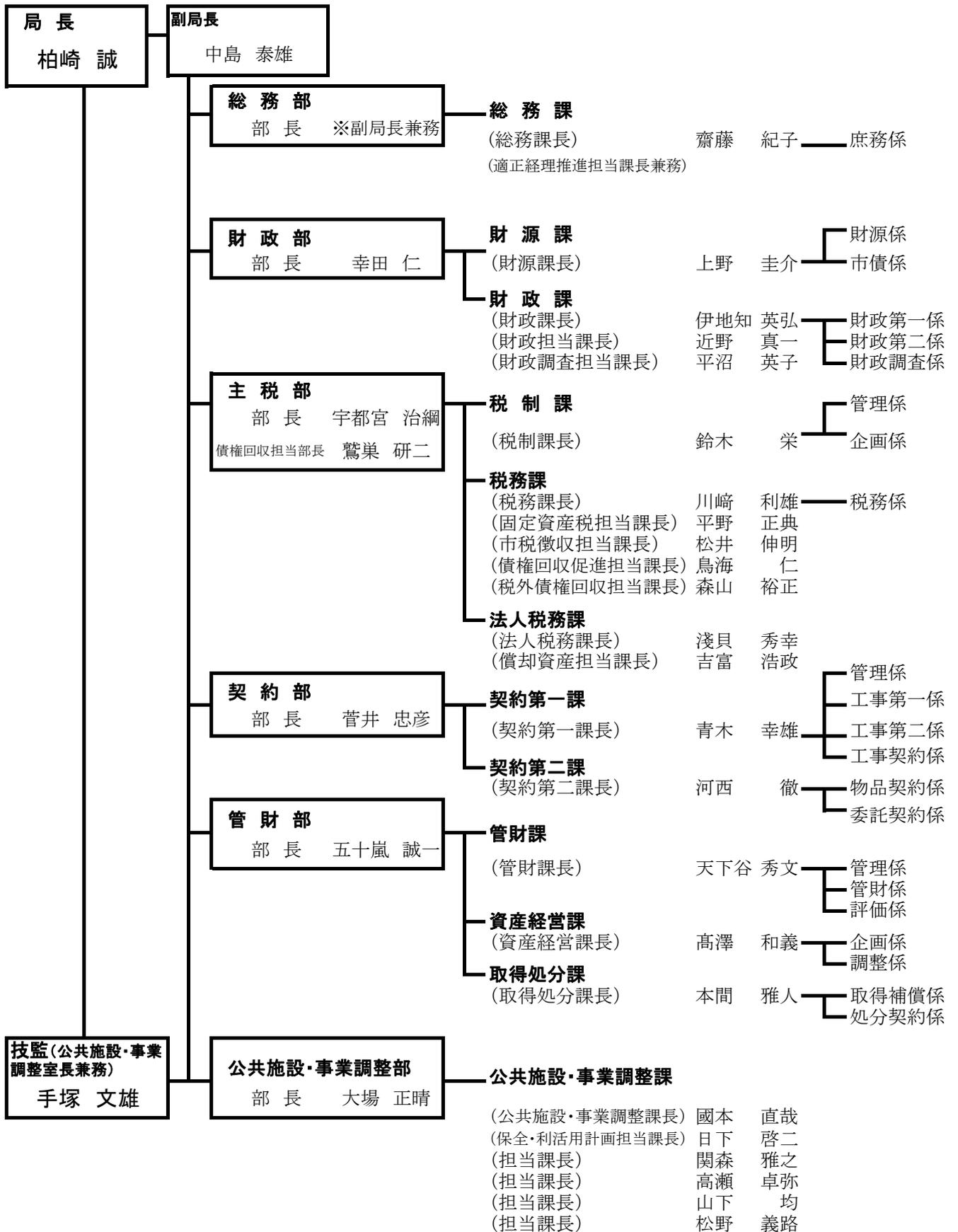


機 構 及 び 事 務 分 掌

平 成 2 3 年 5 月

財 政 局

財政局組織図（平成23年5月19日現在）



《出向・派遣・応援は除く》

事 務 分 掌

総 務 部

総 務 課

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 会計経理事務の適正化(会計検査等の調整を含む。)に関すること。
- (5) 他の室及び部の主管に属しないこと。

財 政 部

財 源 課

- (1) 市債の全体計画、発行及び管理に関すること(地方公営企業関係を含む。)
- (2) 地方交付税に関すること。
- (3) 地方譲与税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び市町村移譲事務交付金の収納に関すること。
- (4) 国の地域活性化交付金に係る申請及び収納並びに住民生活に光をそそぐ交付金基金に関すること。
- (5) 指定都市市長会に関すること(財政に関するものに限る。)
- (6) 市債金会計の予算及び決算その他市債に関すること。
- (7) 資金の調整及び一時借入金に関すること。
- (8) 財政調整基金に関すること。
- (9) 当せん金付証券の発行に関すること。
- (10) 横浜サポーターズ寄附金に関すること。
- (11) 部内他の課の主管に属しないこと。

財 政 課

- (1) 財政運営及び予算編成に関すること。
- (2) 予算の執行管理に関すること。
- (3) 財政統計に関すること。
- (4) 予算の繰越し及び決算に関すること。
- (5) 地方公営企業の財務に関すること。
- (6) 地方自治法第221条第1項の規定による予算の適正な執行を確保するために必要な措置に関すること。

- (7) 地方自治法第 233 条第 5 項の規定による主要な施策の報告等に関すること。
- (8) 財政事情の公表及び調査等に関すること。

主 税 部

税 制 課

- (1) 税務費に関すること。
- (2) 区税務関係諸物品の調達及び配布に関すること。
- (3) 税制の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 税務関係の条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること。
- (5) 市税に係る不服申立て及び訴訟の取扱いに関すること。
- (6) 税務に係る統計に関すること。
- (7) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
- (8) 市税その他徴収金の減免措置に関すること。
- (9) 横浜市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 部内他の課の主管に属しないこと。

税 務 課

- (1) 市税事務の電算化に関すること(他の局及び課の主管に属するものを除く。)
- (2) 税務職員の研修に関すること。
- (3) 市税に係る普及及び啓発並びに税務に係る広報及び広聴に関すること。
- (4) 市税(個人の県民税を含む。以下この部において同じ。)の賦課事務(法人の市民税、償却資産に係る固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税に係るものを除く。以下この部において同じ。)及び徴収事務(市たばこ税及び入湯税(以下この部において「市たばこ税等」という。)に係るものを除く。)に係る指導及び審査に関すること。
- (5) 市税の賦課事務及び徴収事務に係る犯則取締りに関すること。
- (6) 県民税徴収取扱費に関すること。
- (7) 国有資産等所在市町村交付金法(昭和 31 年法律第 82 号)に関すること(償却資産に係るものを除く。)
- (8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- (9) 県税交付金の収納に関すること。
- (10) 納税貯蓄組合に関すること。
- (11) 公的年金等に係る個人の市民税及び県民税の特別徴収に係る年金保険者からの通知等に関すること。

- (12) 市たばこ税等の納税の証明に関すること。
- (13) 市たばこ税等に係る徴収金の収納に関すること。
- (14) 市たばこ税等に係る徴収金の徴収猶予に関すること。
- (15) 市たばこ税等に係る過誤納金の還付、充当及び加算金に関すること。
- (16) 市たばこ税等に係る徴収金の滞納処分に関すること。
- (17) 市たばこ税等に係る徴収金の犯則事件の調査に関すること。
- (18) 市たばこ税等に係る徴収金の欠損処分に関すること。
- (19) 市たばこ税等に係る徴収金の現金領収に関すること。
- (20) 市たばこ税等に係る徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (21) 市税の収納対策の推進に関すること。
- (22) 固定資産（償却資産を除く。以下この部において同じ。）の評価に係る企画及び指導並びに価格の決定に関すること。
- (23) 特定の固定資産の評価に係る調査及び資料の収集に関すること。
- (24) 固定資産の評価調書及び概要調書に関すること。
- (25) 特別土地保有税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (26) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に関すること（地方税法（昭和25年法律第226号。以下この部において「法」という。）に基づく徴収猶予及び法第15条の3に基づく徴収猶予の取消し等に関するものを除く。）。
- (27) 特別土地保有税の賦課及び徴収金の徴収猶予に係る犯則事件（法第15条に基づく徴収猶予に係るものを除く。）の調査に関すること。
- (28) 未収債権の管理及び徴収促進の指導及び支援に関すること。
- (29) 財政局長が指定する保育費用の徴収事務に関すること。

法人税務課

- (1) 特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課資料（給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に限る。）の調査（公的年金等支払報告書にあっては、提出に係るものに限る。）及び収集に関すること。
- (2) 法人の市民税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (3) 固定資産税（償却資産に係るものに限る。以下この部において同じ。）の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (4) 市たばこ税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (5) 入湯税の賦課資料の調査及び収集に関すること。
- (6) 事業所税の賦課資料の調査及び収集に関すること。

- (7) 給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課(減免及び証明に係るものを除く。)に関する事。
- (8) 法人の市民税、固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の賦課に関する事。
- (9) 第1号の賦課資料の提出に係る犯則事件の調査に関する事。
- (10) 法人の市民税、固定資産税、市たばこ税、入湯税及び事業所税の課税の証明に関する事。
- (11) 法人の市民税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (12) 固定資産税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (13) 市たばこ税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (14) 入湯税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (15) 事業所税の賦課に係る犯則事件の調査及び犯則取締りに関する事。
- (16) 償却資産の評価に係る企画及び価格の決定に関する事。
- (17) 特定の償却資産の評価に係る調査及び資料の収集に関する事。
- (18) 償却資産の評価調書及び概要調書に関する事。
- (19) 総務大臣及び神奈川県知事の配分に係る償却資産に関する事。
- (20) 国有資産等所在市町村交付金法に基づく調査に関する事(償却資産に係るものに限る。)

契 約 部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関する事。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関する事。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関する事。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関する事。
- (7) 工事、製造等請負契約に係る低入札価格調査委員会に関する事。
- (8) 調達契約に係る公告等に関する事。
- (9) 部内他の課の主管に属しない事。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関する事。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関する事。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関する事。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関する事。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関する事。

管 財 部

管 財 課

- (1) 公有財産関係事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関する事。
- (2) 公有財産の総括及びこれに必要な公有財産台帳に関する事。
- (3) 普通財産の管理に関する事(統括本部並びに他の局及び部の主管に属するものを除く。次号から第6号までにおいて同じ。)
- (4) 普通財産の貸付け及び地上権等の設定等に関する事。
- (5) 土地及び建物の使用承認に関する事。
- (6) 土地及び建物の測量に関する事。
- (7) 公有財産の評価に関する事。
- (8) 公共事業用地費会計及び資産活用推進基金に関する事。
- (9) 横浜市土地開発公社に関する事。
- (10) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に関する事。
- (11) 株式、社債、地方債、国債その他これらに準ずる権利及び出資による権利の管理及び処分に関する事。
- (12) 知的財産権の取得、管理及び処分に関する事。
- (13) 建物の損害保険及び自動車損害賠償責任保険に関する事。
- (14) 横浜市職務発明審査会に関する事。
- (15) 横浜市財産評価審議会に関する事。
- (16) 部内他の課の主管に属しない事。

資産経営課

- (1) 土地利用の基本方針及び総合調整に関すること。
- (2) 資産活用に係る基本方針に関すること。
- (3) 公共施設等の配置及び用地の取得等の総合調整に関すること。
- (4) 保有土地の利用及び活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (5) 行政財産の余裕部分の有効活用に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 大規模な保有土地の処分に係る公募事業に関すること。
- (7) 国有地及び県有地に係る庁内の利用調整に関すること。
- (8) 用途廃止施設に係る利用及び活用並びに処分の基本方針及び総合調整に関すること。
- (9) 土地情報の収集等に関すること。
- (10) 横浜市資産活用推進会議に関すること。

取得処分課

- (1) 普通財産の取得及び処分に関すること(統括本部並びに他の局及び部の主管に属するものを除く。)
- (2) 用地の取得、借受け及び地上権の設定(以下「取得等」という。)に伴う補償基準に関すること。
- (3) 用地の取得等及びこれに伴う補償に関すること(環境創造局及び道路局の主管に属するものを除く。)
- (4) 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号。)に基づく公益用地の取得に関すること。
- (5) 代替地の提供基準に関すること。
- (6) 建物移転資金融資に関すること。
- (7) 用地の取得等に係る連絡調整に関すること。

公共施設・事業調整室

公共施設・事業調整部

公共施設・事業調整課

- (1) 公共施設の保全並びに利用及び活用に関する政策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 公共事業の技術的事項に係る調査及び総合調整に関すること(他の局の主管に属するものを除く。次号及び第4号において同じ。)
- (3) 公共事業のコスト縮減及び品質確保に係る調査及び総合調整に関すること。

- (4) 技術職員の技術力向上に関する事。
- (5) 技監に関する事。

平成 23 年度

事業概要



横浜市債の広報マスコット
“ハマサイ”

財政局

平成23年度財政局関係歳出予算総括表

区 分	23年度	22年度	差 引	伸 率
一 般 会 計	千円 226,082,159 (227,082,159)	千円 226,500,391	千円 ▲ 418,232	% ▲ 0.2
局 事 業 費	24,044,053	23,312,497	731,556	3.1
都 市 経 営 推 進 費	3,800	71,694	▲ 67,894	▲ 94.7
行 財 政 運 営 費	2,148,792	1,844,788	304,004	16.5
契 約 財 産 費	8,193,899	6,855,205	1,338,694	19.5
税 務 費	13,598,886	14,162,473	▲ 563,587	▲ 4.0
企 画 費	98,676	232,280	▲ 133,604	▲ 57.5
(横 浜 市 土 地 開 発 公 社 助 成 費)	-	146,057	▲ 146,057	皆減
公 債 費	185,892,895	187,262,720	▲ 1,369,825	▲ 0.7
特 別 会 計 繰 出 金	15,145,211	14,925,174	220,037	1.5
予 備 費	1,000,000 (2,000,000)	1,000,000	-	-

※()内の数値は、23年3月補正反映後の数値

区 分	23年度	22年度	差 引	伸 率
特 別 会 計	千円 609,240,787	千円 566,694,893	千円 42,545,894	% 7.5
公 共 事 業 用 地 費 会 計	24,106,326	16,476,267	7,630,059	46.3
市 債 金 会 計	585,134,461	550,218,626	34,915,835	6.3

【参考】

- 総計： 835,323 百万円 (対前年度比 5.3%)
- 純計： 228,675 百万円 (対前年度比 2.9%)
- 一時借入金の最高限度額： 1,900 億円 (前年度 1,900 億円)

平成23年度予算の主な事業

一般会計

1 都市経営推進費 3,800千円 政策局からの移管

(1) 公共施設保全利活用推進事業 【予算額 3,800千円】

人口急増期に集中的に整備した公共施設の保全費が今後増大することに備え、限られた財源の中で、計画的・効率的な公共施設の保全と利活用を図るために、施設の評価や財政の仕組みづくりを行います。平成23年度は、現状等を踏まえた効果的な施設の保全、市民利用施設(建築物)等の有効活用について検討します。

2 行財政運営費 2,148,792千円

(1) 職員人件費(財政局) 【予算額 1,463,512千円】

財政局(主税部、市債担当者分を除く167人)の職員人件費を計上しています。

(2) 財政調整基金積立金 【予算額 58,000千円】

財政調整基金の運用益について積み立てます。

(3) 減債基金積立金 【予算額 387,000千円】

減債基金の運用益について積み立てます。

3 契約財産費 8,193,899千円

(1) 契約事務費 【予算額 7,096千円】

契約事務を適正に行うとともに、「横浜市中小企業振興基本条例」を踏まえ、市内・中小企業の受注機会の増大を図ります。

(2) 電子入札システム運用管理事業 【予算額 102,141千円】

入札手続きにおける事業者の利便性の向上と契約事務の効率化を図るために導入している電子入札システムの運用・管理を行います。

- (3) 保有資産の有効活用・処分事業【保有土地等活用検討費 予算額 40,460千円】
【保有土地売却事業費 予算額 35,791千円】

平成22年3月に策定した「横浜市資産活用基本方針」に基づき、普通財産などの土地・建物の処分や利活用を積極的に進めるほか、市の事業として利用中または利用予定の土地や公共施設の余裕部分を対象とした「資産たな卸し」を行い、状況把握を進めます。

また、公民連携による課題解決型公募手法など、民間事業者のノウハウを活かした資産活用を図ります。

- (4) 土地開発公社保有土地取得事業 【予算額 7,500,000千円】

平成25年度に第三セクター等改革推進債を活用し公社を解散するため、22年度に引き続き、公社の保有するみなとみらい21地区60街区の一部を購入します。

4 税 務 費 13,598,886千円

- (1) 税務事務人件費 【予算額 10,100,475千円】

主税部および各区役所の税務職員の人件費(1,248人)を計上しています。

- (2) 特別徴収センター・償却資産センター運営事業 【予算額 186,754千円】

個人住民税特別徴収分、法人市民税及び固定資産税(償却資産分)の課税事務等については、全市分を1か所に集中し、効率的な事務処理を進めています。

〔参考〕

【18年1月】個人住民税特別徴収分の課税事務を集約

【18年4月】事業所税の課税事務を集約

【21年7月】法人市民税及び固定資産税(償却資産分)の課税事務等を集約

- (3) 電子申告システム運用事業 【予算額 87,325千円】

納税者の利便性の向上と課税事務の省力化・効率化を図るためにインターネットを利用した市税電子申告システムを運用し、引き続き利用者数の拡大に取り組んでいきます。

- (4) 償還金及び還付加算金 【予算額 1,800,000千円】

法人市民税の確定申告による還付金など、前年度以前の過誤納金及びその利子相当分について、歳出予算から償還金及び還付加算金として支出します。

(5) 市税収入の確保・収納率の向上事業

【納付しやすい環境整備促進事業費 予算額 154,030千円】

【市税収納率向上対策費 予算額 24,653千円】

市税の納期内納付を促進するため、利便性の高い口座振替納税やコンビニエンス・ストア納税を推進するなど納税環境の整備に努めます。また、引き続き滞納繰越分の整理や新規滞納の早期解消に取り組むとともに、的確な納税緩和措置を進めることにより、収納率の向上を図ります。(平成23年度市税収納率の目標 97.3%)

(6) 歳入確保強化学業 【予算額 28,846千円】

市税や国民健康保険料などの市の未収債権(一般会計・特別会計における21年度決算滞納額:537億円)や、新たに発生する未納について、個々の滞納者の状況を十分に見極めながら滞納整理の強化に取り組みます。

主な取組として、早期未納者等を対象に「民間事業者を活用した電話納付案内」を拡充するとともに、国民健康保険料などのうち、高額困難案件については、新たに設置した主税部税務課税外債権回収担当で徴収事務を行い、効率的・効果的に整理します。

5 企 画 費 98,676千円 都市整備局からの移管

(1) 公共事業調査等推進事業 【予算額 18,886千円】

公共事業の品質確保・コスト縮減及び効率性・実施過程の透明性確保に向けた施策を推進していきます。主な取組として、公共事業評価審査委員会を開催し、公共事業の必要性や効果等を客観的に評価・公表します。

(2) 土木工事積算システム運用事業 【予算額 79,790千円】

土木工事に係る積算の正確性の確保、積算業務の効率化、設計書データの保管・活用等を目的として、工事を発注する区・局で利用している、土木工事積算システムの運用を行います。

6 公 債 費 185,892,895千円

(1) 元 金 【予算額 140,874,061千円】

(うち減債基金積立金 78,628,873千円)

(2) 利 子 【予算額 44,037,432千円】

(3) 公債諸費 【予算額 981,402千円】

7 特別会計繰出金 15,145,211千円

- | | | |
|----------------------|------|---------------|
| (1) 水道事業会計繰出金 | 【予算額 | 1,492,522千円】 |
| 水道事業に対して繰り出しを行います。 | | |
| (2) 自動車事業会計繰出金 | 【予算額 | 586,863千円】 |
| 自動車事業に対して繰り出しを行います。 | | |
| (3) 高速鉄道事業会計繰出金 | 【予算額 | 13,065,826千円】 |
| 高速鉄道事業に対して繰り出しを行います。 | | |

特別会計

1 公共事業用地費会計 24,106,326千円

- | | | |
|--|------|---------------|
| (1) 資産活用推進基金費 | 【予算額 | 16,146,620千円】 |
| 資産活用推進基金の運用収益を積み立てるとともに、資産活用推進基金保有土地の取得、処分を行います。 | | |
| (2) 都市開発資金事業費 | 【予算額 | 1,976,156千円】 |
| 都市開発資金事業債による用地の取得、処分を行います。 | | |
| (3) 公共用地先行取得事業費 | 【予算額 | 5,983,550千円】 |
| 公共用地先行取得事業債による用地の取得、処分を行います。 | | |

2 市債金会計 585,134,461千円

- | | | |
|-------------|----------|----------------|
| (1) 元 金 | 【予算額 | 416,131,499千円】 |
| (2) 利 子 | 【予算額 | 88,068,240千円】 |
| (3) 公債諸費 | 【予算額 | 1,743,854千円】 |
| (4) 減債基金積立金 | 【予算額 | 79,190,868千円】 |
| | (うち一般会計分 | 78,628,873千円) |

